

令和2年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和2年12月23日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

4、議事日程

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第64号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第65号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第66号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第67号	非農地通知書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和2年天草市農業委員会第12回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。年末のお忙しい中、お集まりいただき感謝致します。令和2年につきましては、コロナウイルスの影響を受けながら、総会を開催してまいりました。熊本県のリスクレベルは、レベル5となり、厳戒警報となっておりますが、現在だれもコロナウイルスに感染することなく、年末年始を迎えられることを嬉しく思います。油断することなく、引き続き感染予防に努めるようお願い致します。本日は全体で63件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番富崎委員、10番中村委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第63号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田及び畑13,575㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から北東へ約0.7kmと南西へ約3.0km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをご覧ください。2番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田及び畑2,703㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から北東へ約0.7km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田933㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから西へ約0.3km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第64号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は今釜町の個人で、中村町の田656㎡を貸家へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から東へ約0.3km、青色で着色した国道324線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、高齢により農業の縮小をするため、また周囲が宅地化して、需要が見込まれるため、貸家住宅2棟、駐車場6台、庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は熊本市南区の個人で、本渡町の畑285㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した山口保育園から東へ約0.2km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、需要が見込まれるため貸駐車場6台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に貸駐車場として利用されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3 番について説明します。転用者は長崎県西彼杵郡の個人で、亀場町の畑 311 ㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から西へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住まいが手狭で不便だったため、住宅 3 棟、駐車場 1 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に住宅が建築されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4 番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の田 704 ㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約 1.8km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅

1棟、駐車場3台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に駐車場として利用されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の畑1,386㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した平床公民館から南西へ約1.0km、青色で着色した県道本渡茶北線の南西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、植林して山林として管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は深海町の個人で、深海町の田318㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分

です。黄色で着色した旧深海小学校から西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、水害で被害を受け、新たに住まいが必要となったため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（中川徹君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑576㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から北西へ約3.0km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、植林し山林として管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑883㎡を牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から北西へ約3.0km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、農用区域内農地です。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、事業で新たな牛舎が必要となったため、牛舎1棟として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、小松山推進委員よりお聞きした意見を申し上げます。現場を確認され問題ないと思うとのことです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第65号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は新和町の個人で、亀場町の畑470㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川保育園から南へ約0.1km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の資材置場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の畑419㎡を売買により取得して倉庫、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する事業の現在の倉庫が手狭で不便なため、倉庫、駐車場6台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に倉庫が建築されており、譲渡人から始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、有明町の田50㎡を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住まいが手狭で不便なため、宅地拡張し、住宅1棟、駐車場2台、倉庫として整備し利用する計画です。資料③の農地法許

可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており譲受人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の6ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑127㎡を売買により取得し、倉岳町の畑368㎡に使用貸借権を設定して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から北東へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場5台、倉庫1棟として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部造成され駐車場として利用されており貸渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の田2,169㎡に使用貸借権を設定して牛舎及び運動場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から南西へ約 0.5km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、増頭に伴い、現在の牛舎だけでは不足するため、牛舎 1 棟、運動場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、森内推進委員からお聞きした意見を申し上げます。現場を確認され、問題ないと思うとのことでした。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 66 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第 66 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 7 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 9 件、再設定が 34 件、合計 43 件で、筆数 56 筆、総面積が 89,500.64 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 5 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。資料②の 11 ページをお開き下さい。10 番の案件について補足説明をさせていただきます。この案件は、天草市の農地バンクに登録されていた農地の利用権設定になります。借受人は東京都の法人で、熊本市内に拠点を置いて、オリーブ関係の事業を行っている法人です。対象農地では、オリーブを栽培予定です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第67号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、五和地域が2件、倉岳地域が1件、合計4件。筆数は全体で4筆、面積は2,535㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②のページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から南西へ約0.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから西へ約0.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番の地図です。黄色で着色した天草病院から西へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番の地図です。黄色で着色した倉岳郵便局から北東へ約1.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 2番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 30 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件、田を畑として利用したいというものでした。第 4 条関係の許可不要転用届は 1 件、農業用倉庫として利用したいというものでした。第 5 条関係の許可不要転用届は、ありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 2 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

16 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 富 崎 ますみ

署名委員 中 村 三 人